

加美世間遺産(お宝発掘)認定候補 募集要項

1. 『加美町世間遺産』の認定主旨及び定義(選考基準)

認定主旨

『加美町世間遺産』は、加美町という地理的・文化的な範囲の設定と、そこにある物、風景に対して唯一無二という観点から後世に受け継いでいきたい「遺産」の価値を見出す活動です。

そして、この活動から、町民がより一層「わが町を愛し」、他の地域の人々が「訪れてみたい地」にすることを目指しています。

定義

以下の項目を掲げます。認定の際は、これらの項目に照らし合わせて、『加美世間遺産』としてふさわしいかを判断します。

- ①加美町域に所在する物、風景であること
- ②その物、風景に関し、所有者若しくは本人の了承が得られ、公表ができること
- ③文化財指定等により、公的にその価値が認められていないこと
- ④未来に語り継ぎたいと思わせる価値を持っていること
- ⑤個人の思想等を表現・主張するための「作品」でないこと
- ⑥他者の共存を否定する等の反社会的なものでないこと

2. 認定候補募集について

- 1) 主催 加美町観光まちづくり協会
- 2) 募集期間 令和6年6月11日(火)～10月18日(金)必着
- 3) 応募資格 どなたでも応募できます。
- 4) 応募方法 ・推薦書(様式1)と承諾書(様式2)に必要事項を記入の上、資料を添えて、加美町観光まちづくり協会に持参・郵送するか SNS(Instagram・X)から応募してください。
・推薦書等(様式1と様式2)は、当観光協会及び加美町役場、支所、公民館等の町の施設に準備しております。また、当観光協会のホームページからダウンロードできます。他薦、自薦は問いません。
・SNS から応募される際は、加美町に関する写真に①作品タイトル②撮影場所③コメント④ハッシュタグ「#世間遺産 2024」を添えて投稿してください。
・不明な点やご質問がありましたら、お気軽に事務局までお問合せください。
- 5) 注意事項 ・応募作品は、加美町に関するものを撮影した未発表のものを対象とします。
・一人何点でも応募可能です。1つの投稿で複数枚添付された場合、最初の1枚を応募作品とみなします。
・立ち入り禁止区域や撮影禁止場所で撮影された写真、法律や公共ルールに反した応募は受け付けません。
・応募された作品が定義に合致しない場合、その他主催者側が運営上望ましくないと判断した場合は、選考の対象外とします。
・SNS での応募者は、観光協会公式アカウントのフォローを外さないでください。観光協会公式アカウントのフォローを外した場合や主催者からメッセージを送付しても一定期間(1

週間程度)返信がない場合は、選考の対象外とします。

- ・応募作品は応募者の許諾なく主催者の催す各種イベント等での展示やチラシ、パンフレット、広報誌、HP 等に使用することを応募があった時点で了承するものとします。
- ・応募者は、応募作品が第三者の著作権や肖像権を侵害していないことを十分確認した上で応募してください。応募作品に関して、著作権や肖像権の侵害が認められた場合は、その責任は応募者が負うこととし、主催者は一切その責任を負いません。

6)問合せ・提出先

加美町観光まちづくり観光協会

〒981-4375 加美町字味ヶ袋葉菜原 1-76(やくらい薬師の湯内)

メールアドレス:kami-kankou@k-tap.org TEL: 0229-25-7550 FAX:0229-25-7962

3. 『加美世間遺産』の認定及び取り扱いについて

1) 認定までの流れ

- ①定義に合致しているか観光協会事務局で確認(随時)
- ②認定基準に沿って観光協会理事会で選考(10月中旬頃)
- ③秋まつりで一般投票を行い認定(11月上旬頃)

2) 認定基準

- ・次の1項目あたり5段階(高評価の場合は5、低評価の場合は1)で評価します。(満点100点)
- ・申請の内容を総合的に審査して、評価点の合計が60点以上と評価されるものを『加美世間遺産』の認定候補とします。

項目	評価の視点	掛け率	評価点
1. 定義	・定義に合致している	8	40
2. コンセプト	・遺産候補に「言い伝え」や、まつわるストーリーがある ・地域で愛され、継承されてきたもの	6	30
3. 加美町らしさ地域性	・後世または他地域からの魅力度 ・他の市町村では見られない ・加美町のイメージアップ・PRにつながる	6	30
合計			100点

3) 発表方法

- ・当観光協会のホームページに掲載します
- ・推薦者に対しては、メールまたは郵送で通知いたします

4) 認定遺産の取り扱い

- ・推薦者及び所有者には、認定証と記念品を贈呈します。
- ・認定遺産については、当協会のHPやSNS等で広く周知いたします。
- ・加美町観光まちづくり協会が主催する事業(例えば「ガイドツアー」等)で組み込みます。
- ・所有者と推薦者には、認定遺産に対する保存や保全についての規制や義務は設けませんが、「加美町世間遺産」の普及活動に協力依頼を致します。